

諫早市書 要望

令和2年9月

特別要望

諫早湾干拓事業における環境改善、諫早湾を含む有明海の再生及び利活用の推進について



諫早湾干拓全景



強い農業づくり交付金事業により整備した
ミニトマトハウス



新たな方法で養殖した諫早湾漁協の『垂下式ゆりかごあさり』



長崎県 諫早市

要 望 書

諫早湾干拓事業の開門問題に関して、昨年6月に最高裁から、小長井・大浦漁業再生請求事件及び排水門開放差止訴訟に係る独立当事者参加申出事件について、開門を求める方々の上告を棄却するとの決定が出され、「開門を認めない」との判断が下されました。

しかしながら、今年2月には、昨年9月の最高裁判決を受けて、福岡高裁で請求異議訴訟の差戻審が始まるなど、現在、他にも開門を巡る訴訟が続いており、未だ最終的な問題解決には至っていません。

このような状況の中、調整池周辺では、たびたびアオコ、ユスリカが発生しており、調整池の水質が水質保全目標を未だ達成できていないなど、依然として課題が残っています。

諫早湾においては、養殖牡蠣「華漣」や「垂下式ゆりかごあさり」などの取り組みが行われていますが、漁業環境は依然厳しい状況にあります。

また、諫早湾干拓事業で創出された調整池や干陸地では、新たな地域資源として様々な利活用が始まっております。

つきましては、平成29年4月の農林水産大臣談話で明確にされた開門しない方針の下、残る訴訟の

早期終結を図るとともに、開門問題の最終的な解決を図るため、以下の事項について強く要望します。

記

- 一 事業アセスで自ら掲げた水質保全目標の達成に向け、調整池の浚渫、覆砂等、調整池周辺の環境改善について抜本的な対策を講じること。
- 一 開門しない形での有明海の再生や諫早湾の水産振興を図るため、「有明海及び橘湾の再生に関する長崎県計画」別表6に記載の事業等、漁場環境改善措置のさらなる充実に向けた取り組みをより一層推進すること。
- 一 調整池や干陸地の一層の利活用のため、必要な取り組みを推進すること。

令和2年9月

諫 早 市 長 宮 本 明 雄

諫早市議会議長 田 川 伸 隆

アオコとユスリカの発生状況



北部排水門でのアオコの発生状況

潮受堤防でのユスリカ（蚊柱）の発生状況



有明海及び橘湾の再生に関する長崎県計画(平成15年3月)

別表6 その他海域環境の保全及び整備に関し今後国・県で協議の上実施を検討する事業

事業概要	事業実施箇所
着定基質工	有明海沿岸
リサイクル品や天然素材(間伐材、貝殻等)を用いた魚礁設置	有明海沿岸
小規模藻場造成 沈船魚礁 等	有明海沿岸
承水路整備 (作濬)	諫早市小長井町沖
覆砂	諫早市小長井町沖、雲仙市瑞穂町沖 雲仙市国見町沖
潮流制御施設 (潮流制御ブロック)	諫早市小長井町沖
大型魚礁整備	雲仙市国見町沖